

議案第40号

山陽小野田市商工センターの指定管理者の指定の一部変更について
山陽小野田市商工センターの指定管理者の指定の一部を下記のとおり変更するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和4年5月20日提出

山陽小野田市長 藤田剛二

記

1 変更内容 指定の期間

「令和4年4月1日から令和6年3月31日まで」を
「令和4年4月1日から令和4年6月30日まで」とする。

2 変更理由 令和4年6月30日をもって山陽小野田市商工センターを廃止することに伴い、山陽小野田市商工センターの指定管理者の指定期間を変更する。

(参考)

○変更前の指定内容

1 管理を行わせる公の施設の名称

山陽小野田市商工センター 3階・4階部分

2 指定管理者となる団体の名称

小野田商工会議所

3 指定の期間

令和4年4月1日から令和6年3月31日まで